

平成24年12月10日

株主各位

兵庫県宝塚市逆瀬川一丁目14番6号
株式会社 ウィル
代表取締役社長 岡本俊人

株式の分割に関する基準日設定公告

当社は、平成24年11月26日開催の当社取締役会において、平成25年1月1日（火曜日）付をもって、当社普通株式1株を1000株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を平成24年12月31日（月曜日）と定めましたので公告いたします。

以上

お知らせならびにご注意

- 株式分割の実施と同時に、平成25年1月1日（火曜日）付をもって、100株を1単位とする単元株制度を採用いたします。これにより、平成24年12月26日（水曜日）付をもって、大阪証券取引所における売買単位は1株から100株に変更となります。
- 株式の分割及び単元株制度の採用後のご所有株式に関するご案内は、平成25年2月上旬にお届出ご住所にお送り申し上げます。
- 平成25年1月1日（火曜日）付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- （1）住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いします。
- （2）特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関 三井住友信託銀行株式会社
東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-782-031